

～出張報告～

ミャンマー現地調査報告 ～ミャンマー法曹界の実情～

国際協力部
教官 國井 弘樹

第1 調査目的

ミャンマーは、1988年以來続いた軍事政権から、2011年3月に民政移管を果たし、立法・行政・司法の全てを新政府に委譲した。ティン・セイン大統領の就任スピーチにもあるとおり¹、同国では、民主化された近代国家を築くためには、グッド・ガバナンスとクリーンな政府を確立することが最重要であるとして、法の支配の徹底を課題に挙げ、以後、着実に民主化への道を歩んでいる。

そして、アメリカを始めとした欧米諸国も、そのような新政権の民主化への取組を評価し、ミャンマー政府の大規模な経済改革を後押しすべく、同国への投資熱を一段と高めている。

一方、日本政府も、本年4月のティン・セイン大統領来日を受け、ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けて、急速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押しするため、引き続き改革努力の進捗を見守りつつ、民主化と国民和解、経済改革の配当を広範な国民が実感できるようにするために、今後、同国を積極的に支援していく方針を公表した。そして、本年8月13日には、財務省財務総合政策研究所が、ミャンマー中央銀行との間で、同国における資本市場育成を目的として、証券取引法令の策定及び関連する人材育成支援への協力を開始する

覚書を締結し、本格的な支援を開始するなど、経済分野を中心とした支援・協力関係を広げている状況にある。

しかし、それらの支援を有用で実効性の高いものとするためには、自由取引競争を可能とする法制度の整備が不可欠であるところ、ミャンマー法は、英國植民地時代に英領インドで形成された法典を移植した「ビルマ法典」を法源としており、旧態依然とした法制から脱却できていないことに加え、会社法は、1914年の制定以来、部分的な改正が行われただけで、市場経済の浸透に対して十分に対応できておらず、競争法に至っては全く整備されていない現状にあるため、同国の経済発展のためには、当該分野及びその基礎をなす法制度の整備が喫緊の課題となっている。

そもそも、我が国におけるミャンマー法研究は、法律自体が入手困難なこともあるが、これまでほぼ手つかずの状態にあったと言っても過言ではなく、また、長らく軍事政権下にあったミャンマー法曹界の現状に関しては、極めて乏しい情報しか存在しない。ミャンマーの目指す民主国家を実現するためには、経済法分野のみならず、公法分野を含めた幅広い法分野における法制度整備が必要であり、今後、我が国がミャンマーと中・長期的な支援・協力関係を築いていくためには、その前提として、ミャンマー法制に関する現状を把握しなければならない。

¹ ティン・セイン大統領の就任スピーチ
<http://www.encburma.net/index.php/archives/burma-government/134-new-president-thein-sein-speech-on-31-2011.html> を参照。

そこで、今回、ミャンマー法制の基礎情報を収集しながら、今後の支援に繋がる人的ネットワークを構築すべく、現地調査を行うことにしたものである。

第2 調査日程等

1 調査日程

6/18（月）～6/23（土）	ヤンゴン
6/24（日）～6/26（火）	ネピドー ²
6/27（水）～6/28（木）	ヤンゴン

2 訪問先

別添「主な訪問先一覧」参照

3 調査担当者

国際協力部

教官	國井 弘樹
専門官	菅原奈津子

法務官を管轄する連邦法務長官府（Union Attorney General's Office／UAGO）³は、日本の法務・検察・内閣法制局を統合したような組織であり、以下の4部門で構成されている。

部 門 名	主 な 役 割
1 法令審査・起草部 Law Scrutiny and Drafting Department	法案作成、法律改正案作成、法律の英訳、検察官研修の実施等
2 法令助言部 Legal Advise Department	他省庁への法的アドバイス等
3 檢察部 Prosecution Department	日本の検察庁に該当。ただし、捜査権限はなく、訴追のみを担当
4 総務部 Administration Department	総務

第3 調査結果

私たちは、本調査において、「主な訪問先一覧」にあるとおり、様々な機関を訪問したが、各訪問先で過分な歓迎を受けるとともに、種々の分野において支援を受けたい旨の意向を示され、各機関の我が国による法整備支援活動に対する期待の大きさを実感させられた。

各機関による支援要請の内容については、別の報告に譲るとして、本報告では、これまで、その存在すら知られていなかったであろう「ヤンゴン弁護士会（Yangon Bar Association）」を中心として、本調査で聴取した内容等を報告する。

1 ミャンマーにおける法曹資格について

ミャンマーにおける法曹は、日本の検察官に相当する「法務官（Law Officer）」、裁判官に相当する「司法官（Judicial Officer）」、弁護士で構成される。

① 法務官について

² 本調査では、ヤンゴンから首都のネピドーまで陸路を使って自動車で移動したが、その移動距離は約200マイル（約321.86キロメートル）で、移動に約5時間を要した。

また、国内のオフィスは、連邦法務総裁府を頂点として、以下の4段階に分けられる。

名 称	数
1 連邦法務総裁府 Union Attorney General's Office	1
2 州・管区検察庁 State / Regional Law Offices ⁴	州 7 管区 7
3 地区検察庁 District Law Offices	65
4 町検察庁 Township Law Offices	325

法務官になるためには、連邦法務長官府が実施する国家試験に合格する必要があり、その試験科目は、大別すると、法学（民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・証拠法・特別法）・一般知識・英語・ミャン

³ 法務官の長である“Attorney General”につき、「司法長官」と訳す例も見られるが、それでは司法官（Judicial Officer）の長であるとの誤解も招きかねないため、法務総合研究所国際協力部では、「法務長官」の訳語を用いることとする。

⁴ “Law Office”=“Prosecutor’s Office”

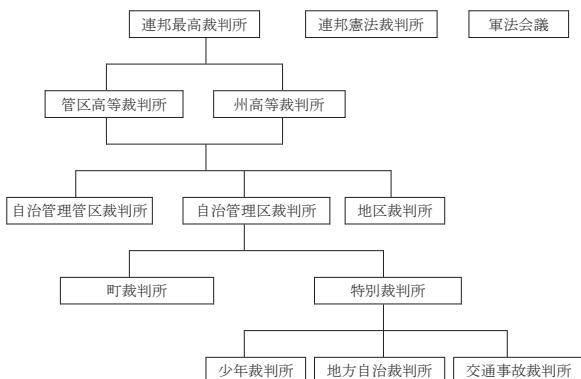
マー語の各筆記試験と面接試験となっているが、同試験は、定期的に実施されるものではなく、人員に不足が生じたときなど、必要に応じて不定期に実施される。合格者は、公務員一般に要求される研修や法務官独自の研修を経て、法務官として採用されることになる⁵。

受験資格として、法学士又はそれと同等の学位が必要とされるほか、数年前から、「25歳以下」という年齢制限が設けられている。ただし、裁判所職員など、すでに公務員の職にある者であれば、その年齢制限は「30歳以下」にまで緩和されている。

② 司法官について

司法官は、最高裁判所によって選任されることを除けば、基本的に法務官と同様のシステムによって採用されている。

なお、2008年に改正された現行憲法下における裁判所の構成は、以下のとおりとなっている。



③ 弁護士について

まず、弁護士は、法廷弁護士（Advocate）と上級弁護士（Higher Grade Pleader）の2種類に分けられ、法廷弁護士が最高裁判所を含めた全ての裁判所での立会を認められているのに対し、上級弁護士はそれ以外の裁判所での立会しか認められていない⁶。

法務官や司法官と異なり、弁護士には資格試験がなく、上級弁護士になるためには、法学士を取得後、

1年間のインターンを経験する必要がある。インターン時代には、10年以上のキャリアを有する法廷弁護士の下で、155回以上の裁判に立ち会った上、その1回ごとに裁判官からの推薦状をもらい、155枚以上の推薦状を添付した申請書を最高裁判所に提出して、上級弁護士資格を取得する。

そして、上級弁護士資格を取得後、3年間かけて、町裁判所5か所の裁判官、地区裁判所1か所の裁判官、州・管区高等裁判所1か所の裁判官から、合計7枚の推薦状を取得すれば、最高裁判所に法廷弁護士への昇格を申請でき、最高裁判所から、法廷弁護士への昇格について認可されれば、すべての裁判所で立会が可能となる。

なお、上級弁護士から法廷弁護士への昇格は、申請後すぐに認められるものではなく、現地で面談した上級弁護士の場合は、すでに法廷弁護士の申請から7年が経過しているとのことであった。

最高裁判所は、各弁護士に対し、顔写真入りの身分証明書を交付しており、それぞれ資格を取得した順に番号が付されている。ミャンマー国内の弁護士数は、法廷弁護士が約8,000名、上級弁護士が約30,000名に上っている。

2 ヤンゴン弁護士会について

① 設立経緯・地位

ヤンゴン弁護士会（Yangon Bar Association）は、ミャンマー独立前である1944年に、弁護士を依頼する経済的余裕のない貧しい国民の利益・権利を擁護



ヤンゴン弁護士会付近の様子

⁵ 鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』p298 以下参照。

⁶ 法廷弁護士と上級弁護士との違いは、最高裁判所での立会権限の有無にあることから、法廷弁護士を”Supreme Court Advocate”と呼ぶこともある。



ヤンゴン弁護士会の室内表示

するため、当時の弁護士が自主的に設立した民間団体である。

我が国の弁護士会のように強制加入の団体ではなく、任意加入の団体であり、ヤンゴン市内に限らず、国内全域の弁護士が加入できる。「ヤンゴン」弁護士会の名称は、設立当時の首都がヤンゴンであり、司法機能の中心地であったことから、象徴的に付けられたとのことである。なお、ヤンゴン弁護士会が実質的な活動を始めたのは、独立後の1947年からであった。

ヤンゴン弁護士会は、当時の政府に民間団体としての登録を認められ、活動を続けていたが、その後、ミャンマー国内で社会主義政府に対する反政府運動が激化し、同弁護士会も反政府運動に加わったことから、1988年に登録を取り消された。

しかし、ヤンゴン弁護士会は、それ以後も、自主的に活動を継続させ、政府も事実上その存在を認めている。ヤンゴン弁護士会は、2011年3月の民政移管を受け、本調査当時、新政府に対し、改めて団体としての登録を申請中であり、近々、許可される見込みとのことであった。

ヤンゴン弁護士会の事務所は、設立当時に政府から提供を受けたものであり、現在まで継続して事務所として使用されている。なお、マンダレーを中心とした上部ミャンマー地域(Upper Myanmar)には、支部が存在する。

② 活動内容等



事務所内の様子



事務所内での面談

ヤンゴン弁護士会は、前記のとおり、任意加入の団体ではあるが、元司法官や元法務官の弁護士を含め、その活動理念等に賛同する国内弁護士の多くが加入しており、その運営は、会員弁護士から徴収する年会費80Kyat(約8円)と会員弁護士からの寄附金で賄われている⁷。

弁護士会活動の中心は、経済的に困窮している国民のため、民事・刑事の両事件を無償で引き受けること(貧困者の法律扶助)である。法律扶助事件における弁護士報酬は、全額、弁護士会から支払われるが、その金額は、事件の難易・大小にかかわらず、1事件につき、2,500Kyat(約250円)となっており、実質的にはボランティアベースで活動している。ミャンマーは、依然として貧富の差が激しく、法律扶助を申請する国民が多いため、登録弁護士で事件を順次処理しているものの、常に順番待ちの状態にあ

⁷ 現地民間人の平均月収は、約60,000Kyatのこと。

り、申請者の公平を期すため、先着順で処理しているとのことであった。

また、ヤンゴン弁護士会では、法律扶助活動のほか、会員弁護士に対し、事務所内の蔵書を無償で開放し、ベテラン弁護士による勉強会を開催するなど、若手弁護士を対象にした独自の研修教育も実施している。

さらに、ヤンゴン弁護士会では、年に一度、自主的に総会を開催しているほか、会員弁護士の投票による会長選挙も実施しており、弁護士会活動の自治・自由が確保されている。現在の会長（Mr. Ohn Maung）で、設立以来5代目の会長となる。

裁判所も、ヤンゴン弁護士会の存在意義を認めて



事務所内の蔵書



同上

おり、毎週、期日簿を弁護士会宛てに送付して、公判期日を通知している。同期日簿には、公判期日のほか、民事・刑事訴訟の別、事件番号、原告氏名・原告代理人氏名・被告氏名、被告代理人氏名、備考欄などの記載があり、必要にして十分な情報が記載されていた。

なお、ミャンマーでは、刑事事件において、法定刑として死刑・終身刑が定められている罪に係る被告人に対する国選弁護制度が存在し、国選弁護人の選任は、ミャンマー法曹評議会（Myanmar Bar Counsel）が行うことになっている。同評議会は、弁護士の登録や懲戒等、弁護士の身分に関する業務等も行っているが、これはヤンゴン弁護士会とは全く異なる組織である。

③ その他参考事項

本調査でヤンゴン弁護士会を訪問した日は、偶然、ヤンゴン弁護士会の理事会が開催される予定となっていたため、幸いにも、会長以下、主要幹部の方々と面会することができた。

その面談の中で、会長が、我が国による法整備支援活動について、概略、次のように述べて、積極的な支援を期待する旨述べておられたことが印象的であった。

ミャンマーでは、軍事政権下でも、司法官や法務官については、日本を含めた海外へ留学するなど、国際的な感覚や知識を涵養する機会に恵まれていたが、民間の弁護士が海外留学する機会はかなり限定されていた。そのため、軍事政権下で、修業時代を過ごした若手弁護士のスキルは、国際的な基準から見ると、かなり未熟な状態にある。

また、ミャンマー法は、イギリス植民地時代に、同じくイギリス領であったインドから移植したビルマ法典（Burma Code）を基本とし、その後、ミャンマーの特性に合わせて、独自に進化させてきているとは言え、現状に即して、

種々の不備が生じている。

日本が第二次世界大戦の敗戦から経済発展を遂げた背景には、法分野の安定的発展があったはずであり、これから経済発展を目指すミャンマーにとって、日本から法分野に関して学ぶことは多いと思われる。

今後、日本には、引退間近の我々のような者ではなく、将来のある若手弁護士を対象にした人材育成研修を是非とも実施してもらいたい。

また、会長から、参考として、日本の民法等の基本法が欲しい旨の要望があったことを受け、法務省のウェブサイトから、民法・民事訴訟法・不動産登記法等の英語版をダウンロードした上、CD-Rに複製して、これを寄贈した。



第4 所感（第一次調査を終えて）

まずもって特筆すべきは、軍事政権下で鎖国同然の状況にあったミャンマーにおいて、他国を参考にすることもなく、また他国の支援もなく、独自の司法制度がしっかりと確立されていた事実である。

確かに、伝統的なビルマ法典の中には、現状に即していないものも出てきており、また頻繁な改正作業によって、法律相互間に齟齬が生じているものもあるようであるが、民間の弁護士レベルであっても、そのような問題点があることや、法改正の必要性を自覚しており、そのこと自体、ミャンマー法曹のレベルが相当程度高いことを物語る事実である。

また、法廷傍聴をするまでは、同国で公正な裁判が実施されているかどうかすら把握できていなかつたが、実際には、公開法廷において、裁判官の面前で当事者による活発な議論が交わされており、その様子から、ミャンマー法曹の底力を感じさせられた。

そして、ミャンマーにおける法整備支援を考えるとき、カンボジアなどの国々とは出発点が異なることを念頭に置くべきであり、「支援」ではなく「協力」、「連携」という視点を忘れてはならないであろう。

さらに、本調査においては、ヤンゴン弁護士会だけでなく、連邦法務総裁府、憲法裁判所、内務省特別捜査局などから、我が国による人材育成研修や人材交流等への協力要請があった。その要請内容は、例えば、憲法改正作業への協力や捜査手法研修への協力といったように、民商事法分野に限られず、幅広い分野に及んでおり、ミャンマーにおける法の支配を更に確立すべく、積極的に協力関係を押し進めしていく必要がある。

もっとも、ミャンマーの現状に関する調査が不十分であることは否定できず、更なる現地調査が必要であると実感させられたのも事実である。案件形成を急ぎすぎれば、薄っぺらな協力になりかねず、我が国としては、他国に流されることなく、スピード感を維持しながらも、地道に築き上げた信頼や人的ネットワークを利用しながら、独自の立場を維持しつつ、今後の協力態勢を構築していく必要があろう。

最後になるが、本調査にあたっては、ミャンマー現地での情報が乏しい中、日本に留学経験を有する現地法律家 Ms. Thit Thit Aung が全日程に同行してくれ、先方とのアポイントメント等に多大な尽力をいたただいただけでなく、名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE) 准教授コン・テイリ氏、助手牧野絵美氏、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士武川丈士氏、同小松岳志氏、同事務所弁護士二見英知氏にも、一部の日程に同行いただき、本調査に協力いただいたことについて、この紙面を借り

て感謝申し上げる。なお、法務総合研究所国際協力部では、今年度、森・濱田松本法律事務所に対し、「ミャンマーにおける会社法、債権法、物権法、労働法制等を始めとした基本分野に関する法制度及び運用の実情等」に関する調査を委託しており、同調査結果についても、おって国際協力部ホームページ等で公表予定である。

以上

主な訪問先一覧

主な訪問先		面会相手	役職等
1	連邦法務総裁府 (Union Attorney General's Office)	Mr. Tun Shin	法務総裁
		Mr. Kyaw San	局長 (法令助言部)
		Ms. Tin Nyo Nyo Thoung	副部長 (法令助言部・商業契約部門)
		ほか1名	
2	最高裁判所 (Supreme Court)	Mr. Sein Than	局長
		ほか4名	
3	憲法裁判所 (Constitutional Tribunal)	Mr. Thein Soe	長官
		Mr. Bo Bo Yin	局長
		ほか3名	
4	内務省 特別捜査局 (Bureau of Special Investigation, Ministry of Home Affairs)	Mr. Bo Maung	特別捜査局 次長
		ほか7名	
5	ヤンゴン管区高等裁判所	Ms. Lwin Lwin Aye Kyaw	最高裁判所ヤンゴン 部長
		Ms. Tin New Soe	ヤンゴン少年裁判所 裁判官
		Ms. Thin Thin Oo	
6	ヤンゴン西地方裁判所	Ms. Lwin Lwin Aye Kyaw	最高裁判所ヤンゴン 部長
		ほか11名	
7	ヤンゴン弁護士会 (Yangon Bar Association)	Mr. Ohn Maung	会長
		Mr. Win Sein	事務局長
		Mr. Khun Win Hlaing	
		Mr. Ko Ko	
		Mr. Soe Myint	
		Ms. Phyus Phyus Thant	
8	ヤンゴン大学法学部 (Department of Law, University of Yangon)	Ms. Than Nwe	教授(元法学部長)
		Ms. Khin Mar Yee	法学部長
		ほか多数	